

2021年(令和3年)9月10日

各学区(地区・町)自治会(町内会)連合会長様

2021年(令和3年)9月9日

福山市新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の延長に伴う本市の対応について

政府は、8月27日から9月12日までを実施期間として、広島県に発出していた緊急事態宣言を9月30日まで延長することを決定しました。

本市は、この度の緊急事態宣言の延長を受け、これまでの対応を継続し、感染拡大防止に取り組めます。

1 集中対策期間

9月13日(月)～9月30日(木)(緊急事態措置を実施する期間に同じ)

2 本市の対応

(1) 公共施設等の利用について

原則として、休館又は利用を制限

(2) 市及び市の外郭団体が主催するイベント等について

原則として、中止又は延期

(3) 学校関連

・市立中学校、義務教育学校及び福山中・高等学校の部活動は原則中止

・小学校、中学校、義務教育学校を対象にオンライン学習と教室での授業を組み合わせた分散登校を実施(9月13日～9月30日)

(4) 保育施設等の対応(保育所、こども園、幼稚園、放課後児童クラブ)

・感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開所(開園)

※家庭で安全に過ごすことが可能な場合は登園・利用を控えていただくよう依頼(9月13日～9月30日)

(5) 市民及び事業者への依頼事項

・多くの人が集まる商業施設等や利用者への感染防止の呼びかけ・注意喚起

・地域行事・会合等の自粛・見直し

・民間主催イベントにおける主催者及び施設管理者による感染防止の徹底

※ _____下線は新規

※市民への周知については、ホームページ、公式SNS、施設への掲示等により行います。

※新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は、ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

福山市協働のまちづくり課

電話：084-928-1051

FAX：084-926-0490